

国から示されている5年水張りルールにおける1か月以上の湛水管理(水張り)についてお知らせします。
5年水張りルールについては裏面をご確認ください。
内容は今後変更になることもありますのでご了承ください。

1 米沢平野土地改良区管内での湛水管理

米沢平野土地改良区管内において次の運用となります。

○湛水管理をするほ場が決まった場合は
⇒関係維持管理組合の「水利係」か「班長」等に「対象ほ場」や「湛水期間」等について連絡
⇒了承を得てから用水する

※米沢平野土地改良区管内のみの運用です。

2 湛水管理の確認資料

○細目書に湛水管理を行う期間を記入してください。
記入方法は令和6年度米沢地域水田農業の概要(緑の冊子)をご確認ください。

○次の写真を含めた作業日誌を事務局まで提出してください。

- ・「撮影日」が印字された
- ・「湛水開始日」と「湛水最終日」の
- ・「ほ場全体」と「水口(水の取り入れ口)」の写真

○次に参考のひな型を用意しています。

- ・米沢市農政課(米沢市役所2階6番)窓口
- ・米沢市ホームページ(右のURLから確認できます。)

○Excel形式でも公開していますので、メール等で提出しても構いません。



作業日誌(例)



5年水張りルールに関する情報
／米沢市

https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto_sangyo/7/1/4078.html

3 収量の確認資料

「1か月以上の湛水管理」により「水張りを行った」とする場合は、連作障害が発生していないかの確認が必要です。次のとおり収量に関するデータ等の収集をお願いします。

- 令和9年度以降に毎年度
- 「1か月以上の湛水管理」をいつ行ったかに関係なく
- 過去5年間(作付がない年や災害年を除く)において
- 収量の推移や病害虫の発生状況、近傍のほ場における収量との比較等により連作障害が発生していないかを確認します。

※ほ場一筆ごとの収量を把握していない場合は、ほ場全体の収量を合計面積から推計しても構いません。

※「近傍のほ場における収量」がない場合は、産地や市町村の統計データと比較しても構いません。

4 その他

- 水深等の基準
 - ・水稻作付の場合と同等の湛水管理を行ってください(調整水田のようなイメージです。)
 - ・雪解け水による湛水は認められません。
- 部分的な水張りについて
 - ・ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は認められません。

交付対象水田の見直しについて

現場の課題を検証しつつ、令和 4 年から、5 年間に一度も水張りが行われない農地は、
令和 9 年以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となる方針です。

■ 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を目指す目的があります。※水張りとは水稻(主食用米、加工用米等)の作付けを指します。

交付対象水田からの除外とは？

- ※ 一度除外となってから作付けを行っても、交付対象にはなりません。(戻りません。)
- ※ 不作付地の圃場については、現在も交付金が支払われていないため、交付対象水田から除外になることで、現在受け取っている交付金が減少することはありません。
- ※ 農地として認められない、ということではありません。(転作としてカウントされます。)

■ ただし、以下に該当するものは、5 年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

■ 以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ① 湛水管理を 1 か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

- ※ ①の確認方法については湛水管理をしたことが分かる写真・作業日誌にて確認を行います。
作業日誌のひな型も用意しておりますので、米沢地域農業再生協議会事務局(米沢市農政課)にお問い合わせいただくか、米沢市ホームページからダウンロードください。
- ※ ②の確認方法については本誌作成時点で国から詳細が示されておりませんが、詳細が分かり次第周知いたします。